

## 第一回第一部会確認事項（決議）

令和2年10月2日  
日本学術会議第一部

今般、日本学術会議が第25・26期会員候補として推薦した105名のうち6名について、内閣総理大臣による任命が行われませんでした。第一部（人文・社会科学）からは41名を推薦し、任命の行われなかった6名全員が第一部からの推薦者でした。

日本学術会議法が定めるところによれば、日本学術会議の会員は210名となっており、その任命は、日本学術会議が「優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦」（第17条）し、この日本学術会議の「推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」（第7条第2項）こととされています。そして、日本学術会議における選考は、日本学術会議会則の第4章に定められた手続に則り、慎重に行われているところです。

今回、日本学術会議が日本学術会議法及び日本学術会議会則の規定に基づき推薦した6名の会員候補者について任命が行われなかったことは、きわめて遺憾です。推薦に基づく任命が行われなかったことの理由が開示されていないことも大きな問題です。

日本学術会議第一部としては、

1. 理由の開示を求めます。
2. 法の定めるところに従い、日本学術会議の推薦に基づいて上記6名の会員候補者を速やかに会員に任命されることを求めます。